

地域建設業を取り巻く現状と課題等

- 建設産業の担い手確保・育成について、実績、知見、能力を有し、今後の担い手確保・育成を推進していく意志を有する者によるコンソーシアムを立ち上げ、地域における総合工事業団体、専門工事業団体、教育訓練機関、教育機関等による入職促進、定着、育成に資する事業を支援
- 事業推進に当たっては「アクションプログラム」を策定し、建設業振興基金に設置された「担い手育成基盤整備基金（ソフト事業分）」を活用し、地域連携ネットワークの構築に要する経費など平成26年度から5ヶ年を目途に支援。

アクション・プログラム（第3版）の主な内容

○地域連携ネットワークの構築支援

都道府県単位で、総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関、地方公共団体等による担い手確保・育成体制の構築を支援
 （平成28年度支援先として10件を追加し、計36団体を支援）

○教育訓練等基盤の充実・強化

（1）職業能力基準及び訓練プログラム・教材等の拡充整備

- ・職業能力基準の実効性の検証及び課題等の抽出
- ・新規入職・プレ入職向け教育訓練の基本プログラム・教材の試行と充実
- ・工業高校等教員の実習プログラムの検討

（2）担い手確保・育成に関する情報等の集約及び発信

- ・担い手確保・育成に関する取組事例を更に収集し、事例集として発信

（3）若年者の入職促進に向けた戦略的広報の推進

- ・「18歳のハローワーク」、「建設産業で働く女性がカッコイイ」等のWEBサイトを拡充

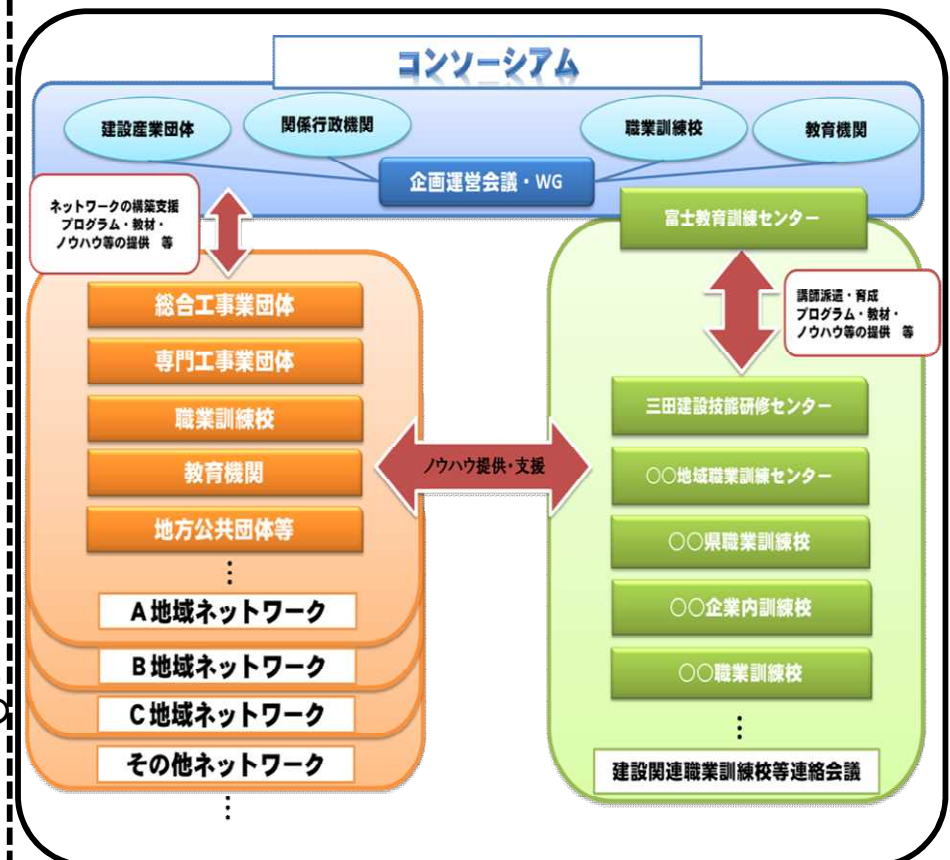
○各地域の職業訓練校間のネットワークの構築

富士教育訓練センターを中核とした「建設関連職業訓練校等連絡会議」において、各地域の職業訓練校間の情報交換、相互協力、その他共同事業の展開等を推進

- ・富士教育訓練センターとの連携による講師養成の支援
- ・職業訓練校等の講師情報の集約・共有

建設産業担い手確保・育成コンソーシアム

H28年4月28日の企画運営会議にて、「建設産業担い手確保・育成アクションプログラム（第3版）」を策定。



未就職者、若年労働者、教員、保護者等への働きかけ

- 職人技能の継承を行うには、職人不足の現状に加え、教える側と教えられる側の世代間ギャップが歴然と存在するため、教える側を教える追加的コスト負担が必要。一方、中小零細企業の多い専門工事業者では、個社でコストを負担することが困難。
- この点、育成塾は、個社で負担が困難なコストを社会的コストとして一定負担し、専門技能のスキルアップはもとより、
 - ①同志意識の醸成(“同じ釜の飯”)②キャリアアップ・ライフプランの見える化等にも寄与し、若年層の入職促進・離職防止策として高い効果が期待される。
- 既存の教育訓練施設だけでは、職人などの各地方の建設産業の担い手育成のキャパシティが不足。また、既存施設のメニューは、主に躯体系の職種が中心。
- 今後は、閑散期における別用途での活用を通じ、ひとづくり・地域経済活性化(地方創生)につながる取組にも期待。

三田建設技能研修センター
(兵庫)
(躯体系、車両資格取得)

富士教育訓練センター(静岡)
(土木、躯体等全般)

職人育成塾(香川) (内装系)

- ・H28.10.3開校
- ・内装、ボード、タイル、左官等内装系企業有志による社団法人を立ち上げ
- ・廃校の利用について市の承認済、四国ポリテクセンターとの連携
- ・「かがわ技能フェスティバル」の参加による成果の発表・確認機会の確保



利根沼田テクノアカデミー(群馬) (板金、瓦等)

- ・H28.4.4開校(3ヶ月訓練)。瓦コース8名、板金コース、19名計27名(うち10名外国人)
- ・多能工育成、商品開発研修等新たな取組に着手
- ・廃校の利用、食事、入浴施設等について市の全面協力(地域の活性化を期待)
- ・愛知県の企業が加わる等、広域連携の動き
- ・地域活性化をにらんだ「沼田市デルタモデル」を提唱、各自治体への波及を期待



人財の
確保・育成

利根沼田
テクノアカ
デミー

地域活性化

遊休施設活用
過疎対策

国交省・厚労省
建設業振興基金

沼田市
沼田商工会議所

群馬県建設業協会等

利根沼田テクノアカデミー

【沼田市デルタモデル】



短期実践コース

長期実践コース

板金・瓦等部門

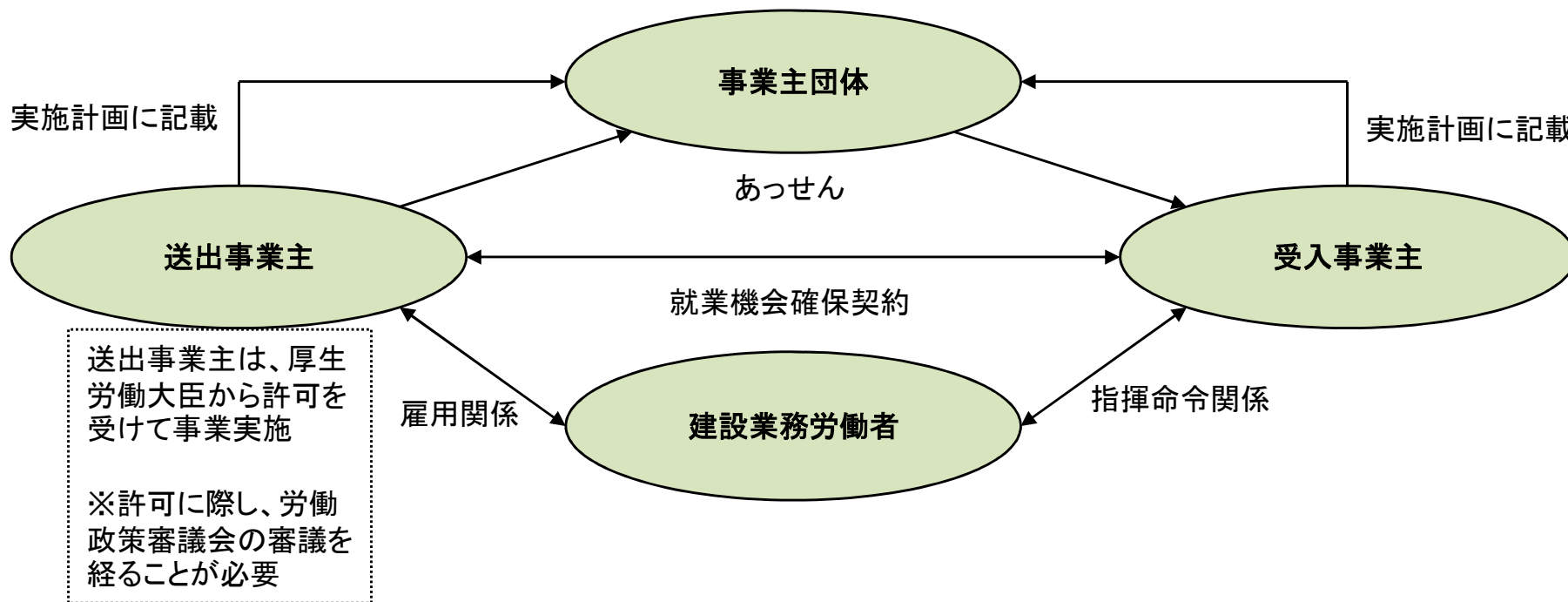
多能工部門

会員企業
支援メーカー

会員企業
支援メーカー

【運営組織体制】

- 建設業務に係る労働者派遣事業は労働者派遣法により禁止されているが、建設労働の雇用の改善等に関する法律に基づく建設業務労働者就業機会確保事業を活用する場合は、労働者派遣法が適用除外とされている。

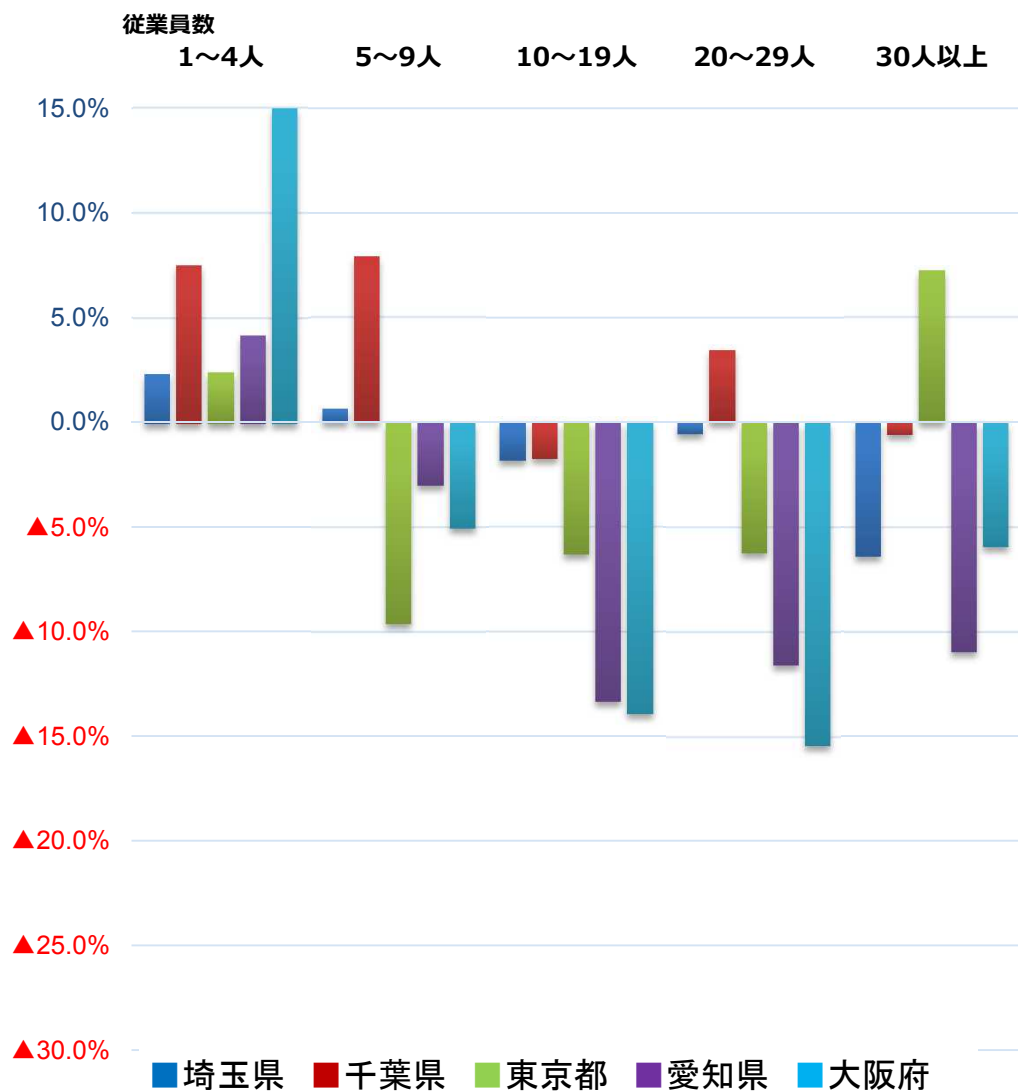


【主な要件】

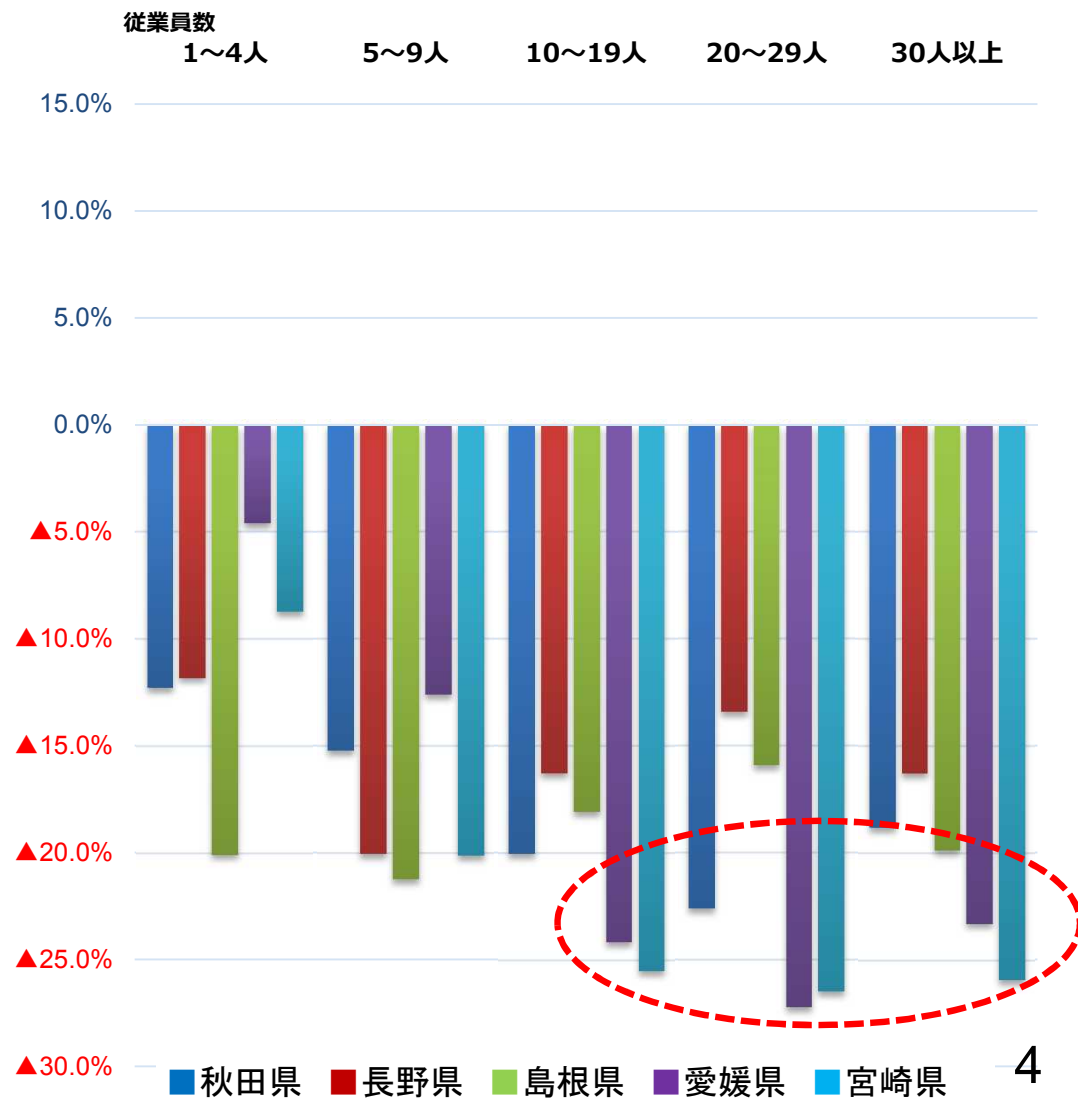
- (1) 事業主団体の実施計画に、送出事業主及び受入事業主の組合せごとに、送出人数等が記載されていることが必要。
- (2) 送出人数は、送出事業主の雇用する労働者数の5割以下、送出期間は所定労働日数の5割以下。
- (3) 対象労働者は、常時雇用されている建設業務労働者で、社会保険(健康保険、厚生年金保険)・労働保険が適用されていることが必要。(労災保険は、受入事業主の元請の保険を適用。)
- (4) 送出事業主は、雇用管理責任者を選任し、受入事業主は受入責任者を選任すること。(選任に際し、講習会の受講が必要)
- (5) 送出事業主は、①資産の総額－負債の総額 \geq 1,000万円、②①の額が負債総額の7分の1以上、③現金・預金の額が800万円×事業所数であることなどの財産的要件を満たすことが必要。

- 地方圏では、建設企業の事業所数が著しく減少。
- 特に、中規模(従業員10人以上)建設企業の事業所数が大幅に減少。

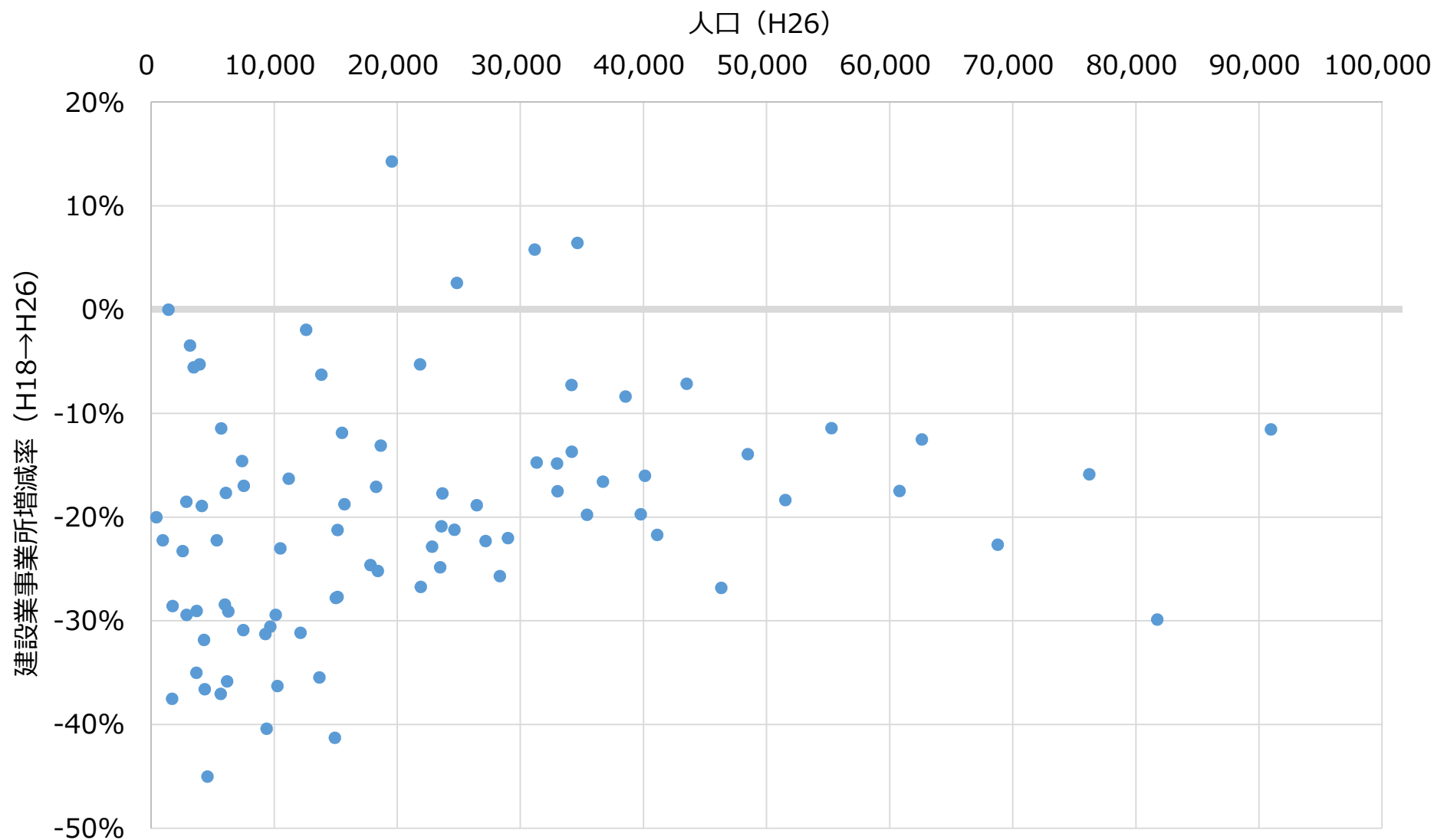
大都市圏における事業所数の動向 (H18→H26)



地方圏における事業所数の動向 (H18→H26)



○ 事業所の減少率が大きい市町村では、人口が少ない傾向。



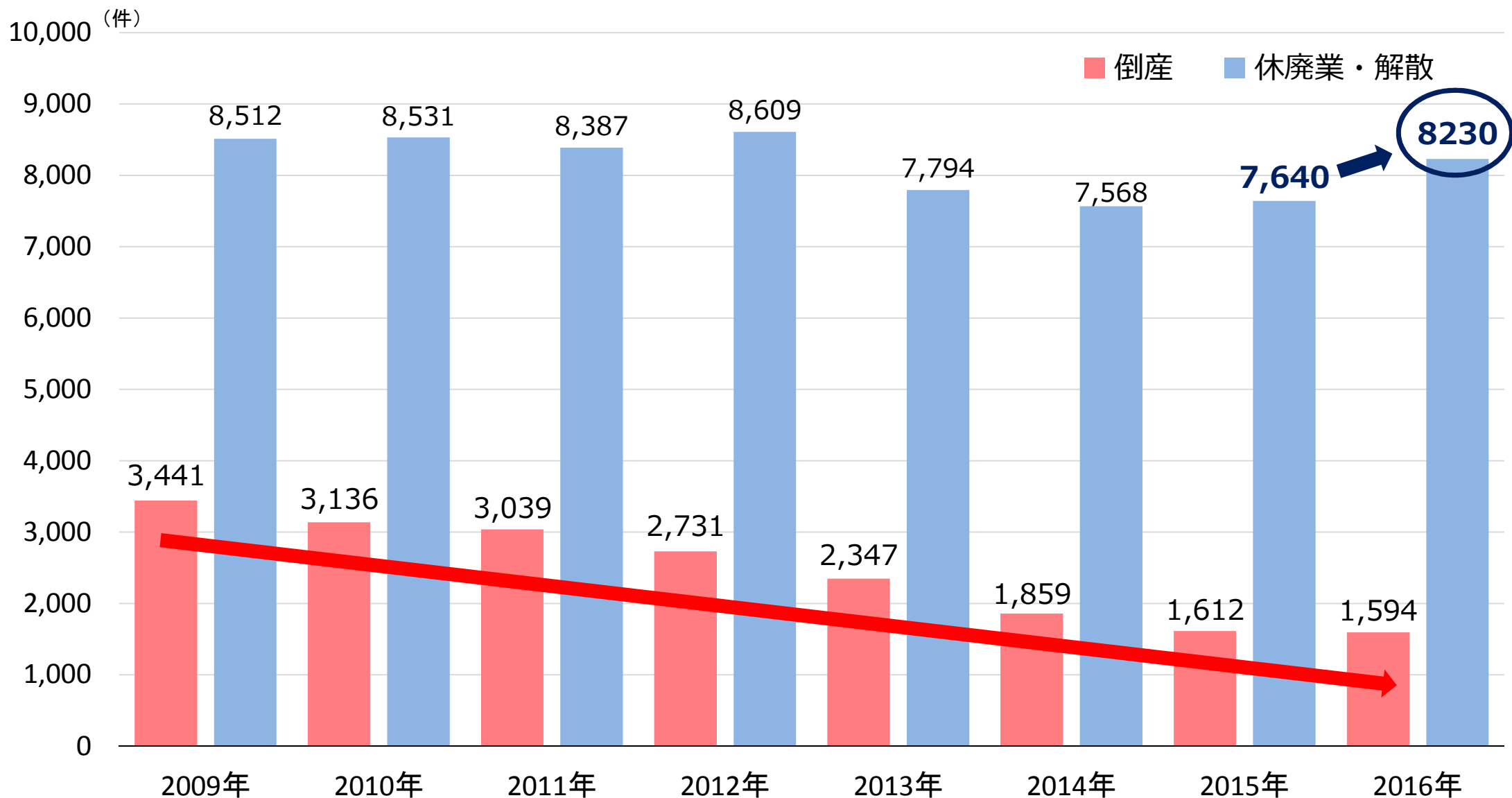
出所:人口 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(H27.1.1現在)」(総務省)

建設業事業所数 「平成18年事業所・企業統計調査」、「平成26年経済センサス活動調査」(総務省・経済産業省)

※ 建設業事業所増減率=(平成26年事業所数-平成18年事業所数)÷平成18年事業所数

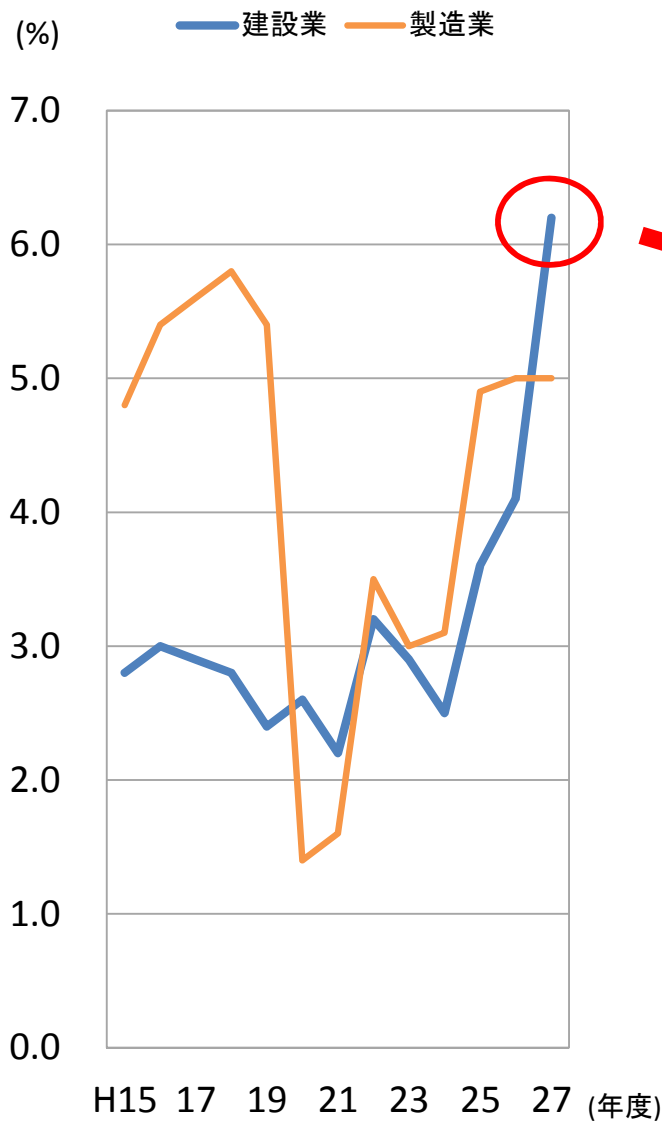
建設企業の倒産、休廃業・解散の動向

- 倒産件数については、近年、一貫して減少。
- 他方で、休廃業・解散については、足許では増加の動き。

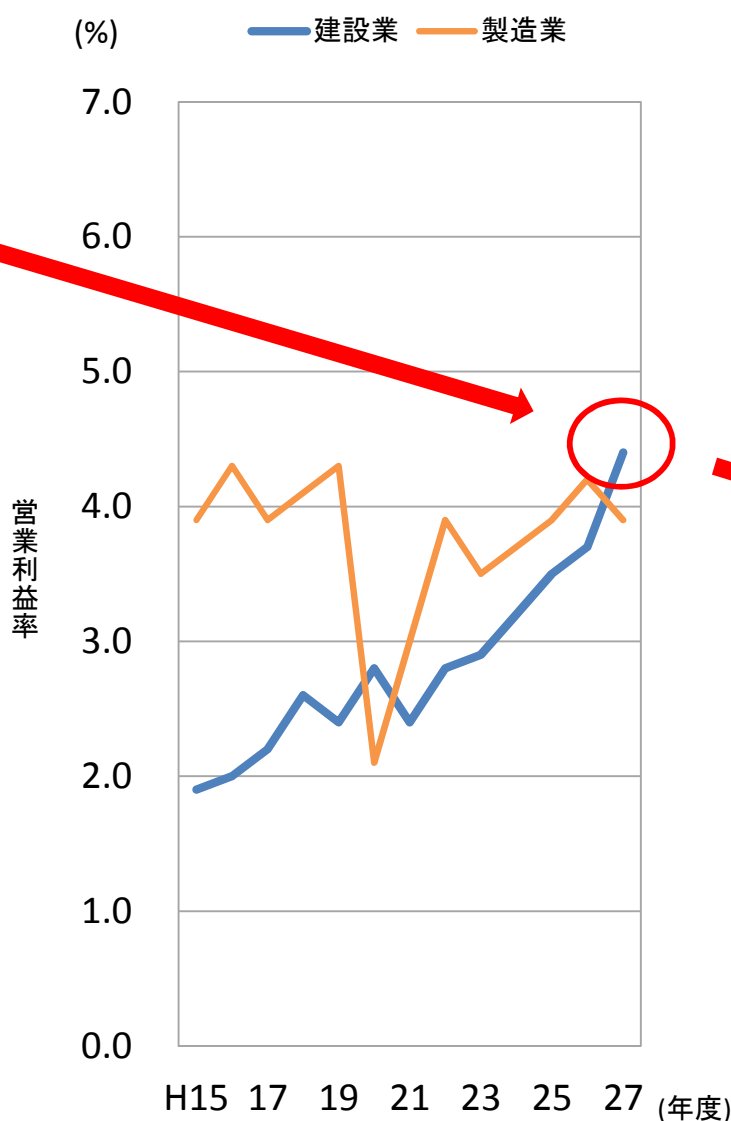


建設業の売上高営業利益率①（企業規模別の推移）

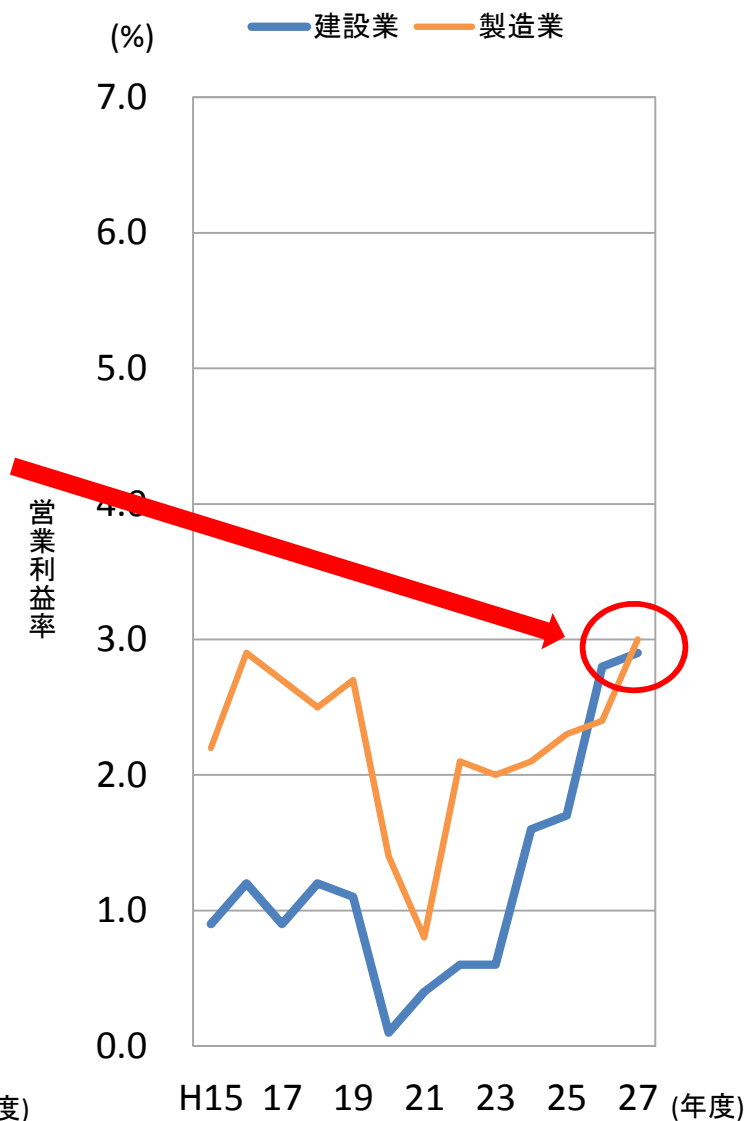
大企業
(資本金10億円以上)



中堅企業
(資本金1億円以上10億円未満)



中小企業
(資本金1億円未満)



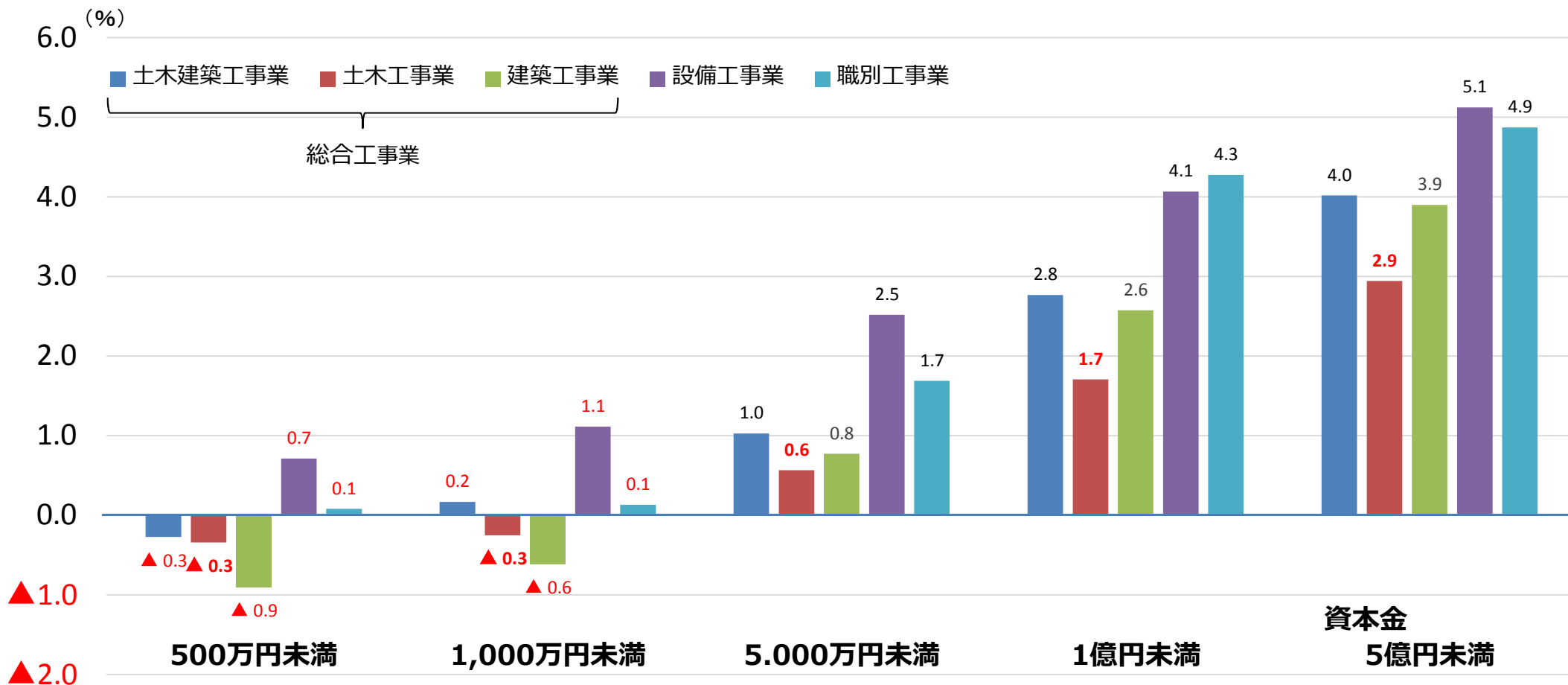
出所：財務省「法人企業統計」

営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

(※)一般販売管理費：役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、
広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等

建設業の売上高営業利益率②（業種別・資本金階層別）

- 規模別にみると、小規模な建設企業ほど、営業利益率が低迷。
- 業種別にみると、総合工事業（特に土木工事業）の営業利益率が特に低迷。

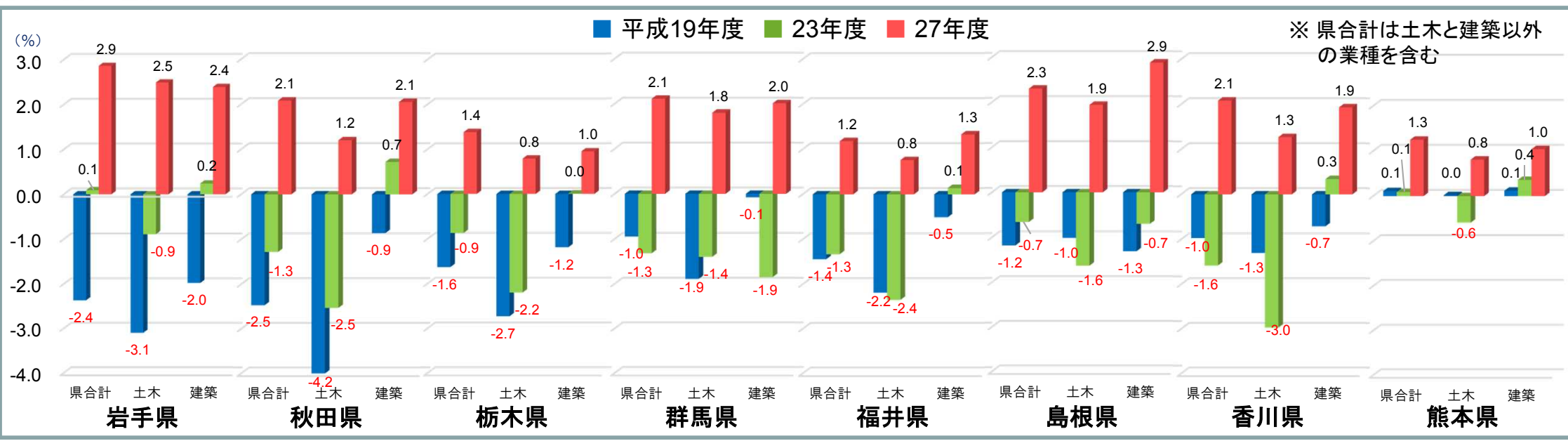


※ 業種分類は日本標準産業分類にしたがって、「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業」の3種類に大別し、更に、「総合工事業」については、土木工事が完成工事高の8割以上を占めるものを「土木工事業」、土木工事が2割以上から8割未満のものを「土木建築工事業」、「土木工事が2割未満のものを「建築工事業」としている。

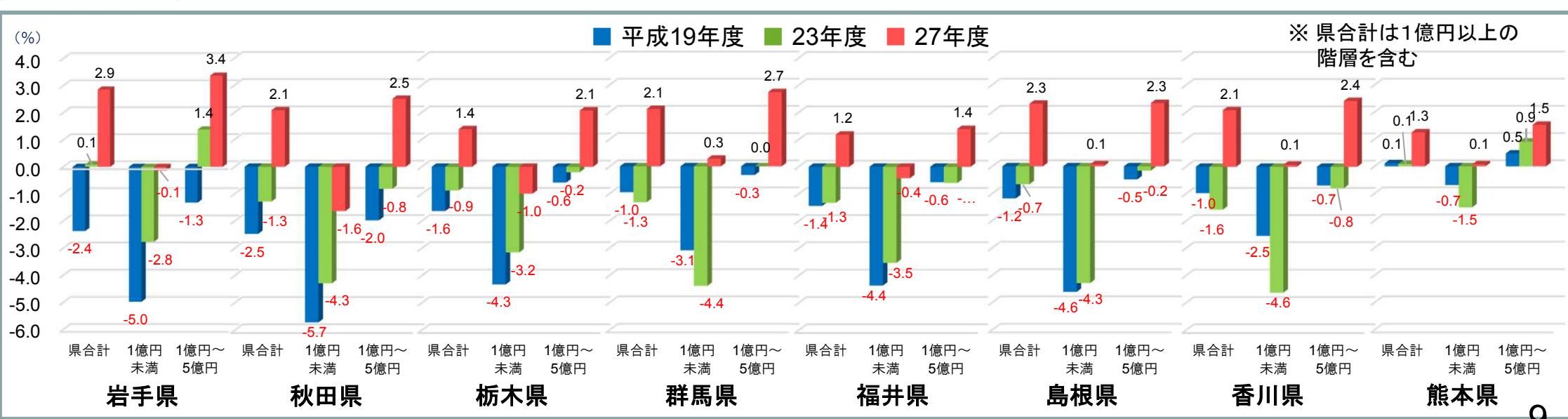
※ 調査企業は、(一財)建設業情報管理センターに経営状況分析申請のあった大臣許可業者及び知事許可業者を対象としており、資本金階層別に、500万円未満が8,165社、1,000万円未満が7,271社、5,000万円未満が33,767社、1億円未満が2,592社、5億円未満が507社となっている。

地方の建設業の売上高営業利益率③ (業種別・売上高規模別) 国土交通省

業種別 【建築工事に比べ土木工事での落ち込みが激しかったが、いずれも直近ではプラスに転じており経営状況は持ち直しつつある】



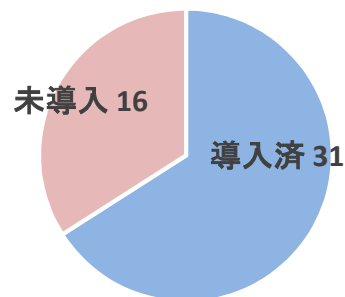
売上高別 【依然として売上高が1億円未満の企業は厳しい状況だが、直近ではプラスの地域もあり、経営状況は持ち直しつつある】



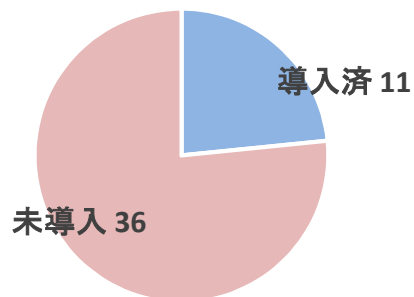
○都道府県において、合併等の企業再編を行った会社に対して競争参加資格に係る特例措置を講じているのは38団体。講じている措置は、総合評価点への加点や地域要件の緩和、入札参加等級の緩和など。

特例措置の導入状況

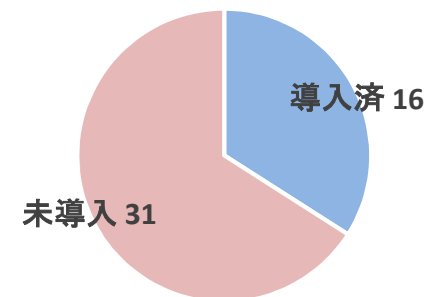
①総合評価点の加点
(一定の期間、合併等会社の総合点数に一定率(10~15%)を加算)



②地域要件の緩和
(一定の期間、合併等後に従たる営業所となった消滅等会社の主たる営業所を合併等後の主たる営業所と同様に扱う)



③入札参加等級の緩和
(一定の期間、合併等前の会社が有していた等級や合併等後の会社の直近下位の等級を対象とした工事の入札参加を認める)



※国土交通省において、都道府県を対象に平成28年5月に実施した調査結果による。
なお、導入済みには、過去に導入していたが現在廃止している都道府県も含まれる。

特例措置による効果例

地方公共団体	
A	特例措置を講じた後、平成14年8月以降、92社(45件)が合併や事業譲渡を行った。(平成28年3月31日現在)
B	特例措置は平成14年度から実施。 実績については、23年度が5件、24年度が1件、25年度が4件、26年度が1件、27年度が5件。
C	平成23年度合併までを対象に総合点数への加算措置を導入したところ、51件の合併や営業譲渡を行った。(平成26年度以降は加算措置なし)
D	特例措置は平成17年度から実施。制度導入以降、122件(平成27年度は24件)の合併や事業譲渡などが行われた。
E	特例措置を講じた後、この措置を活用するため、4団体が合併を行った。結果、優良な経営基盤の建設会社が残ることとなり、業界内の健全化が図られている。

特例措置による課題例

地方公共団体	
F	技術者等の移動がなく、営業権のみの譲渡等の「 <u>名目上の事業譲渡</u> 」により合併特例措置を活用するケースが見られたことから、合併特例措置対象となる事業譲渡の要件を定義し、審査を厳格化した。また、複数回合併特例措置を活用する企業が見られたことから、事業譲渡による特例措置の申請回数を1回に制限した。
G	近年は当該制度を活用した <u>県内業者の合併等の実績が減少</u> しており、制度が充分活用されているという現状とは言い難い。
H	技術者等の移動がない、又は消滅会社の負債が解決されないまま <u>営業権のみを譲渡して合併特例を活用する場合があった</u> ため、平成26年度から技術者の承継（1人以上）及び負債の精算又は承継を要件とした。
I	特例措置を利用し適用期間終了年度に <u>合併を繰り返している業者</u> も見受けられる。

特例措置を廃止した事例

地方公共団体	
J	平成26年度（平成25・26年度建設工事入札参加者資格審査）まで企業合併の加点評価を行っていたが、 <u>加点事業者が非常に少ない（2者）であったため廃止</u> した。
K	平成20年度より特例措置を設けたが、 <u>合併事例はわずか</u> であり、かつ、異なる建設事務所間の合併は1件しかなかったことから、合併特例要領は平成26年4月1日をもって廃止となった。 なお、経過措置として現在1社特例措置を受けている。
L	<u>加算措置による存続会社への評価（総合点数）が実際の技術力・経営力と乖離し、過大</u> となったことから平成22年度に見直しを行い、平成25年度で終了とした。また、入札参加等級の緩和についても、平成27年度で終了した。

地域維持型契約方式の導入状況等（平成28年度実績）

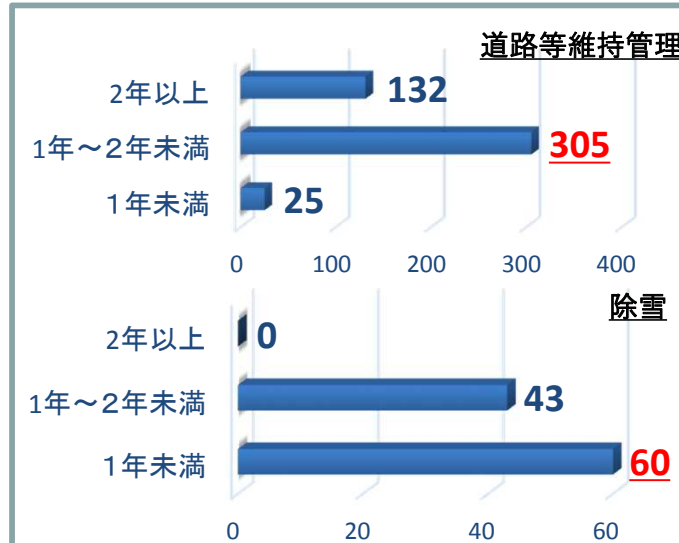
- 導入22道府県の約半数以上が契約総額10億円未満かつ契約件数10件未満であるところ、地域維持型契約が十分に浸透しているとは言い難い。
- 契約期間については、道路等維持管理事業では2年以上の工期がある案件が多く見られるが、除雪事業では1年未満のものが太宗を占めている。
- 契約総額については、道路維持管理事業と除雪事業との間に大きな差は見られないが、1件あたりの平均契約額では除雪事業のほうが高い（約4倍）なっている。

出典：ブロック別監理課長等会議事前アンケート調査（平成28年度下期）

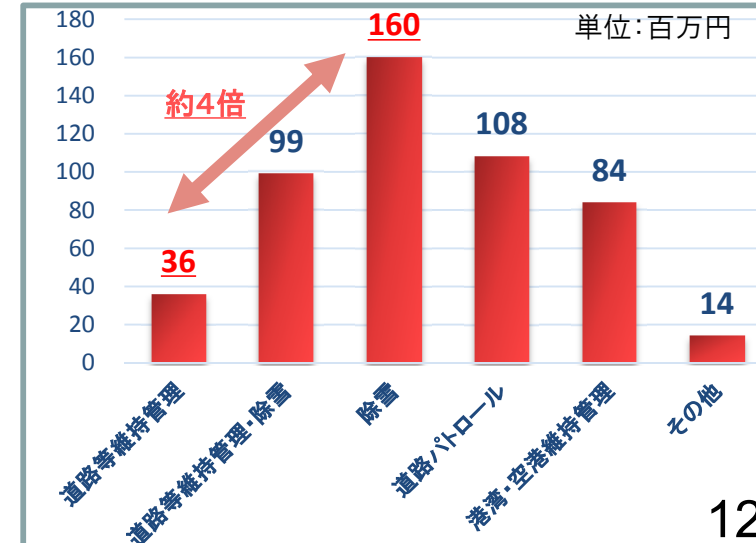


単位：百万円

業務内容別工期内訳



1件あたりの平均契約額



業務内容	件数 (22団体合計)	契約総額 (22団体合計)
道路等維持管理	462	16,696
道路等維持管理・除雪	31	3,067
除雪	103	16,483
道路パトロール	17	1,837
港湾・空港維持管理	6	503
その他	9	126

地域維持事業を包括的に契約している例①(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
北海道	除雪業務	49管内/49管内	51件	5ヶ月	11,227	単体・組合・JV	2~14	一般競争	H10~
青森県	道路の維持管理等	1管内/6管内	1件	1年	194	地域維持型JV	7	簡易公募型プロポーザル	H24.4~
岩手県	道路・河川の維持・修繕、除排 雪	2管内/14管内	5件	3年 (実稼動2年)	799	地域維持型JV	3~6	参加者の有無を確認する 公募手続き	H25.3~
秋田県	除雪	38地区/38地区	38件	1年8月	5,144	地域維持型JV	2~4	一般競争 (価格競争)	H23.10~
福島県	道路・河川の維持修繕 (除雪・施設点検含)	2管内	2件	1年~2年	1,197	事業協同組合	8~10	プロポーザル	H21.4~ H27.4~
栃木県	道路・河川砂防に係る除雪・緊 急点検・維持管理	7管内/10管内	7件	7箇月	929	事業協同組合	18~78	公募型プロポーザル	H22.10~
群馬県	道路パトロール	県内全域	1件	3年	682	事業協同組合	1	条件付一般競争	H23~
長野県	道路維持補修	県内全域97工区	97件	1年	2,800	地域維持型JV	3~16		(一部)H22.4~ (県内全域)H25.4~
石川県	除雪	5地区	5件	1年	-	地域維持型JV	2~4	随意契約	H24.11~
岐阜県	道路・河川の維持・修繕等	七宗町	1件	1年	15	地域維持型JV	5	一般競争(総合評価)	H24~
静岡県	土木一式工事	過疎地域	9件	1年未満	126	単体	1	一般競争	H24.4~
三重県	公共土木施設の維持・小規模 修繕、雪氷対策、道路除草	10管内/10管内	64件	1年	単価契約	地域維持型JV	3~11	一般競争(総合評価)	H26.10~

地域維持事業を包括的に契約している例②(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
京都府	道路河川の維持管理、除雪及び凍結防止材散布	府北部地区	3	1年	47	単体	-	一般競争	H21~
兵庫県	緊急小規模、点々補修、照明灯具取替、除雪・凍結防止剤散布、消雪工点検調整補修	新温泉町	1件	1年	109	地域維持型JV	12	制限付き一般競争	H26.4~
奈良県	道路・河川の維持修繕、舗装修繕、雪寒	1町・1旧村 (町村合併前の1村) /39市町村	2件	1年	48	地域維持型JV	各4	一般競争(総合評価)	H28.4~
島根県	道路パトロール	3管内/12管内	3件	2年	86	事業協同組合	~58	随意契約	H25~
広島県	道路・河川の維持・修繕等	4管内/9管内	12件	9箇月~2年	352	単体	1	随意契約又は指名競争	H25.4~
山口県	道路巡視・道路年間維持	8管内/8管内	28件	1年	818	単体	1	指名競争	H19.4~
愛媛県	道路・河川・砂防・海岸の維持・修繕等	1市町/20市町 (新居浜区域)	1件	1年	23	事業協同組合	-	公募型指名競争	H23.4~
長崎県	道路の監視・維持修繕	8管内/11管内	9件	3年	112	単体	1	一般競争(価格競争)	H23~
熊本県	道路植栽管理	10管内	88件	3年	935	単体	1	指名競争	H26.3~
宮崎県	道路・河川・砂防の維持・修繕等	全県	26件	1年	1,108	事業協同組合 地域維持型JV	4~92	一般競争(総合評価)	H27.4~ (試行)

地域維持事業の包括的な契約を導入・実施している地方公共団体からは

- 災害時や緊急時も含めた人員・機械等の施工体制の安定的・効率的かつ迅速・円滑な確保【受注者】
- インフラの維持管理が持続的・安定的に行われること(きめ細やかな住民サービス)に対する住民の安心感【地域住民】
- 包括的発注による発注事務の負担軽減【発注者】

といった効果が挙がっているとの声が寄せられています。

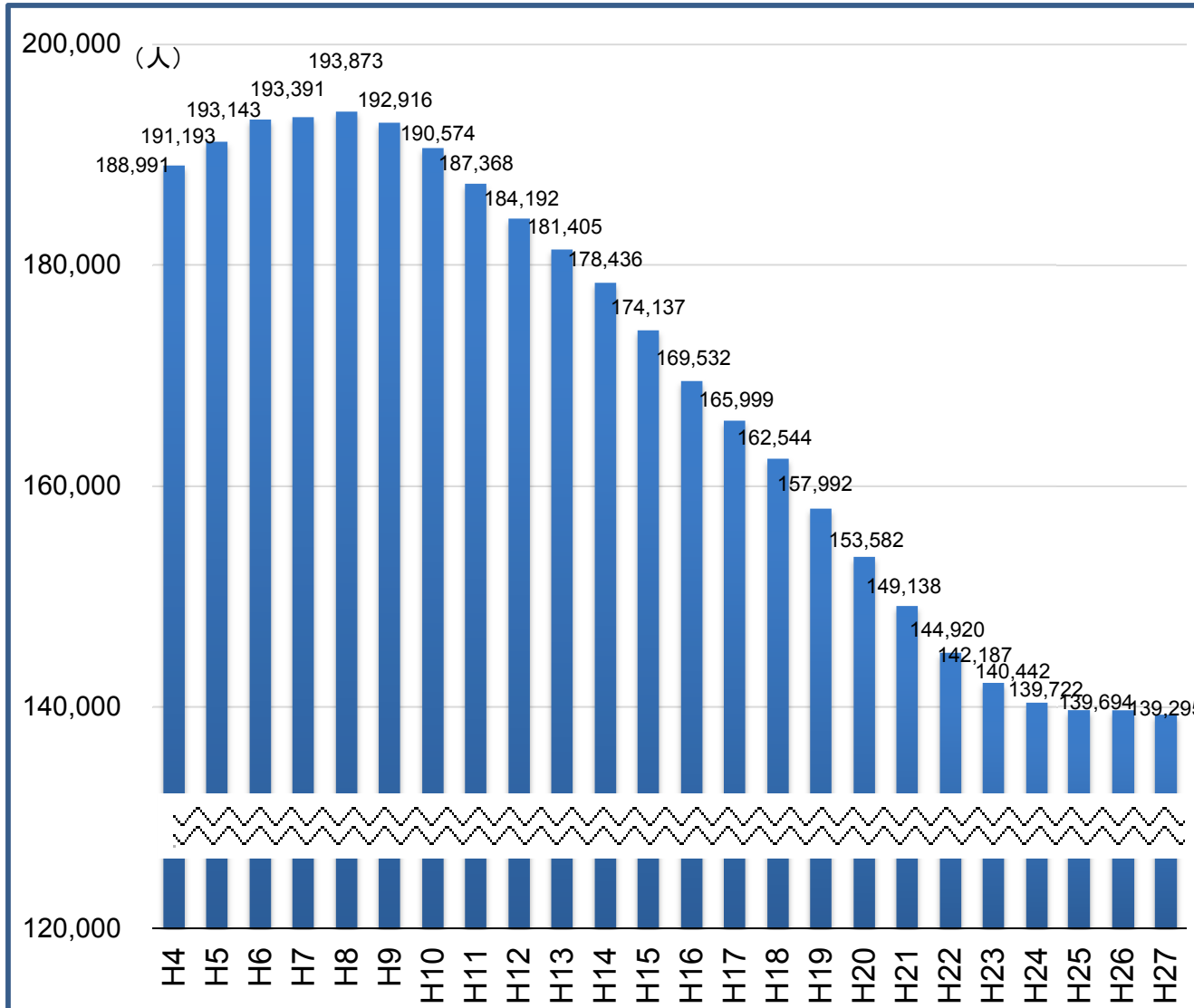
(参考) 地域維持型契約方式の導入状況 (H28は検討中を含む)
H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 **H28年度**
14道府県→19道府県→23道府県→24道府県→**26道府県**
(H28.11時点 国土交通省調べ)

地域維持事業を包括的に契約している例③(市区町村)

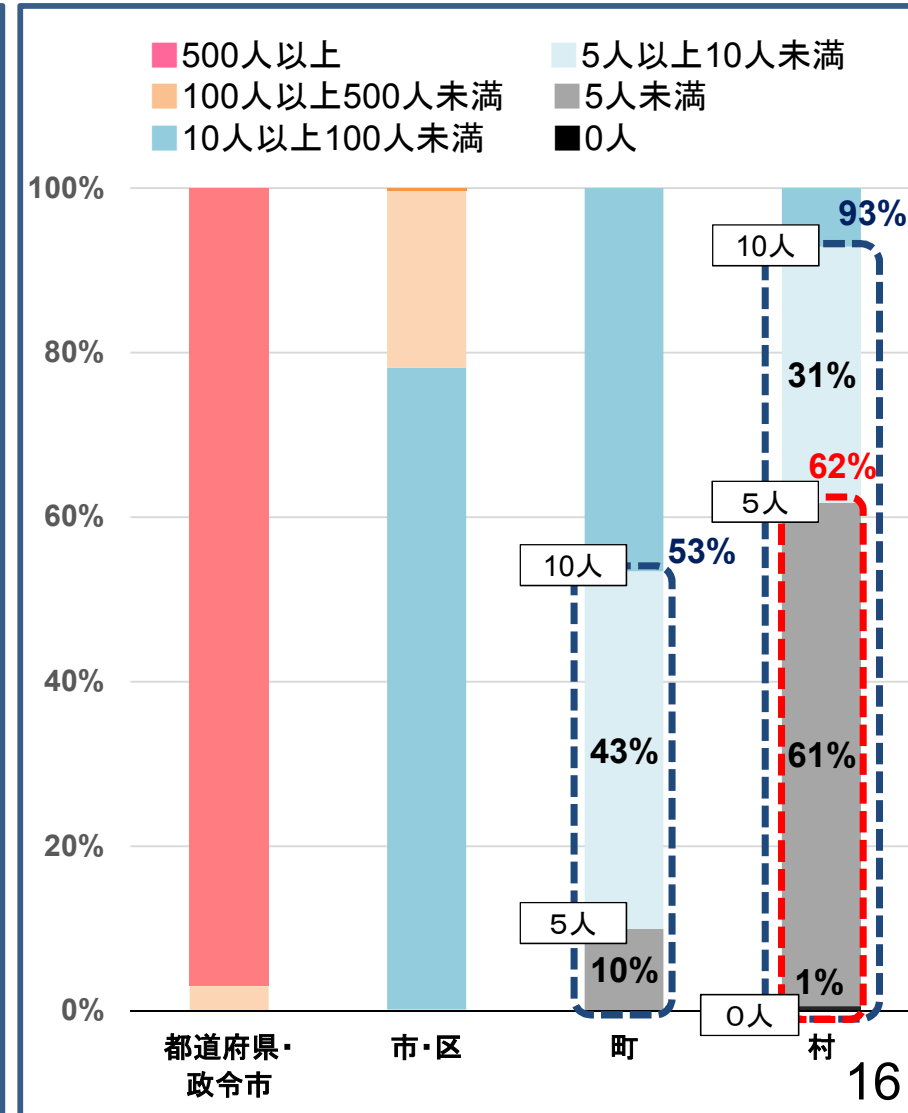
地方公共団体名		業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額(総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・J V等)	構成 企業数	競争方式	導入年度
北海道	札幌市	道路維持除雪業務	23地区 (市内全域)	23件	1年	14,986	特定JV	5~13	一般競争	H23.10~
北海道	幕別町	道路の維持・修繕、除雪等	2地区/2地区	2件	7年	856	事業協同組合	4~5	随意契約 (プロポーザル)	H20.4~
秋田県	大仙市	道路除排雪業務	7地域	7件	5箇月	322	地域維持型JV	5~15	プロポーザル方式	H28年度
千葉県	成田市	①道路維持補修 ②道路清掃(除草を含む。) ③台風等の災害時の緊急措置 ④除雪(凍結防止作業も含む。)	9工区 (市内全域)	9件	1年	122	単体	—	簡易公募型 プロポーザル ※H27までは見積競争	不明 ※H11.4.1から記録あり
奈良県	黒滝村	道路・河川の維持・修繕等	1管内	1件	11箇月	2.5	単体	1	指名競争	--
広島県	府中市	道路の維持・修繕	市内 (東部・西部・北部)	3件	6箇月	16	単体 (入札は混合)	1	一般競争	H28.4~
広島県	府中町	道路の維持・修繕等	町内一円	1件	1年	25	単体	1	指名競争	不明
島根県	奥出雲町	道路の維持・修繕	2地区/2地区 (旧2町村)	4件	6箇月	5	単体	1	指名競争	H25.4~
徳島県	那珂町	道路・河川の維持・修繕等	3管内/6管内	4件	5箇月~2年	10	地域維持型JV	5~7	一般競争 (総合評価)	H233~
福岡県	うきは市	市道・農道・市有林等の維持管理 出水時の巡視・二次被災防止	6エリア/6エリア	6件	1年以内	11	地域維持型JV	10者以下	随意契約	H25.5~

- 地方公共団体における土木部門職員の総数は、建設投資ピーク時(平成4年度)から約26%減。
- 各団体ごとの土木部門職員数については、約9割の「村」と約5割の「町」が10人未満、約6割の「村」が5人未満。

【土木部門職員数の推移】

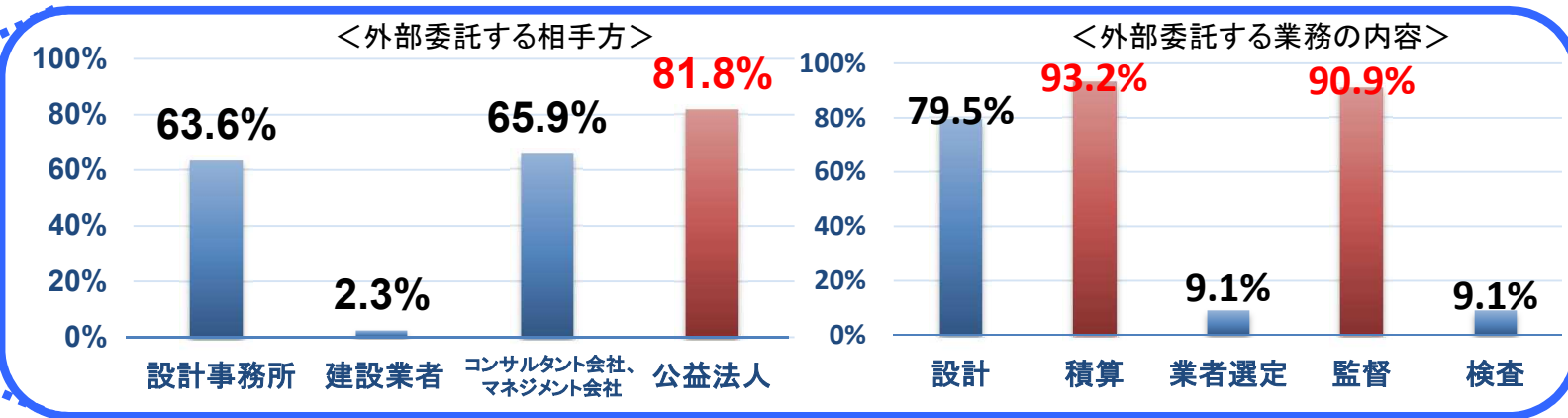


【団体ごとの土木部門職員数】(平成27年度)

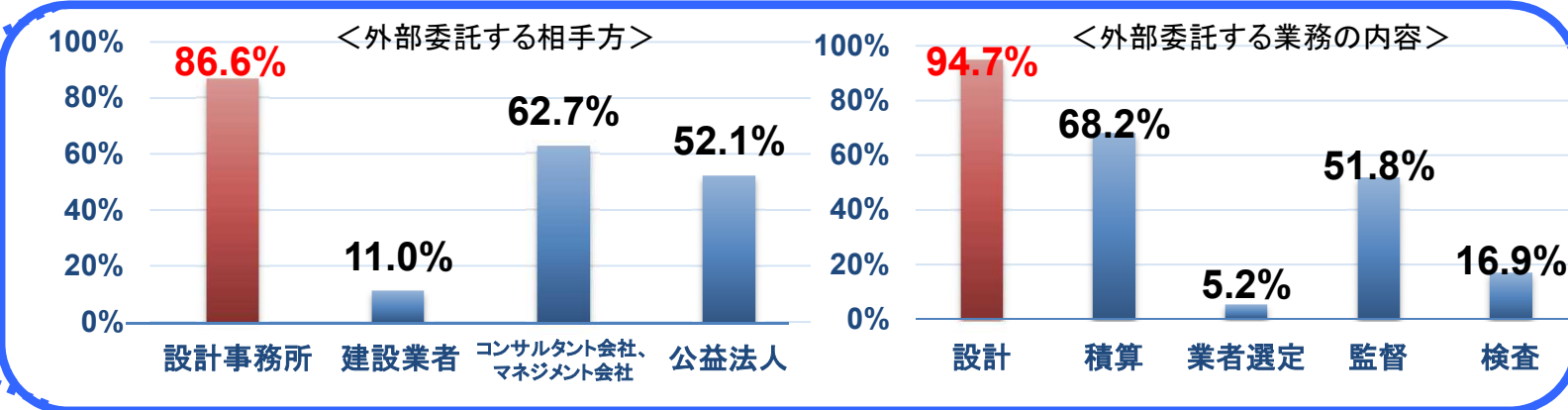


- 発注関係事務の外部委託については、**都道府県レベルでは9割以上、市区町村レベルでは6割近く**の団体が活用している。
- 外部委託する相手方については、**都道府県レベルでは公益法人が8割以上、市区町村レベルでは設計事務所が9割近く**を占めている。
- 外部委託する業務の内容については、**都道府県レベルでは積算業務と監督業務が9割以上、市区町村レベルでは設計業務が9割以上**を占めている。

△都道府県▽



△市区町村▽

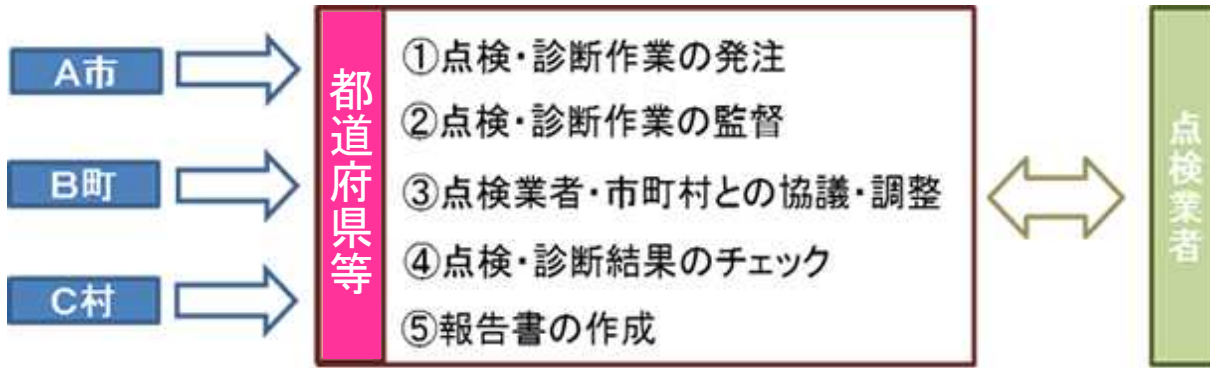


- 市町村のマンパワー・技術力不足を補完するため、**各市町村が管理している橋梁等の点検・診断に関する発注関係事務を、都道府県等に一括して委託。**

➡ **都道府県等は、点検業者に発注し、業務委託契約を締結。**

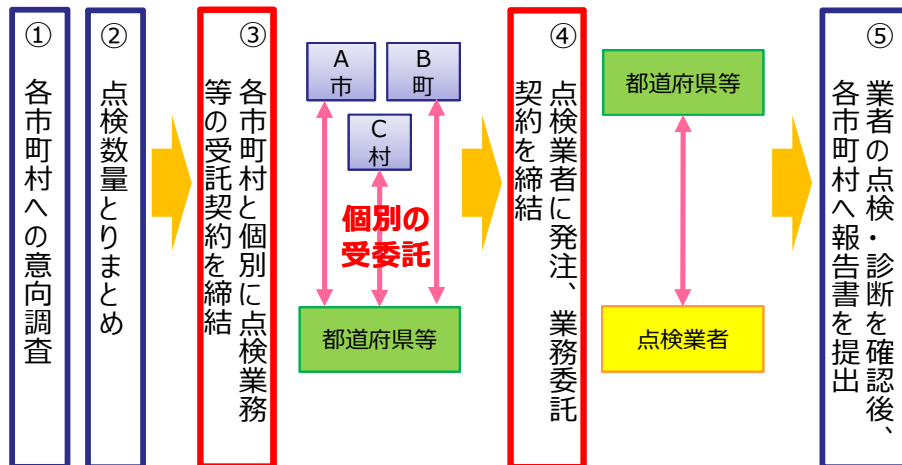
【イメージ図】

(関東地方整備局の管内)



都県名	一括発注を利用した地方公共団体数		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (H29.1末時点)
茨城県	8	15	20
栃木県	0	17	17
群馬県	16	16	18
埼玉県	0	1	4
千葉県	0	5	11
東京都	1	1	0
神奈川県	8	12	21
山梨県	2	11	13
長野県	0	17	37
合計	35	95	141

【都道府県等による手続の流れ】



- 技術職員が不足している**市町村の事務負担が軽減**
- 従来は市町村が不定期に発注してきた業務を都道府県等が一括して早期発注することにより、コンサルの**作業工程に余裕が生まれ、点検・診断の精度が向上**
- 発注ロットの大型化により、関与する契約業者数が減少した分、市町村や業者ごとの**診断精度のバラツキが減少**
- 橋梁点検作業車をはじめとする**機材の運用効率が向上**

CM方式とは

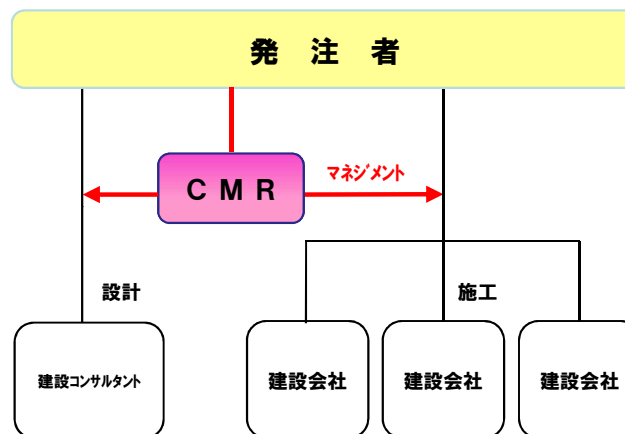
発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

段階	業務内容
設計段階	①設計候補者の評価、②設計の検討支援、③設計VE、等
発注段階	①発注区分・発注方式の提案、②施工者の公募・評価、③工事価格算出の支援、④契約書類の作成・アドバイス等
施工段階	①施工者間調整、②工程計画作成・管理、③施工図チェック、④品質管理チェック、⑤コスト管理等

※業務内容は発注者のニーズによって取捨選択

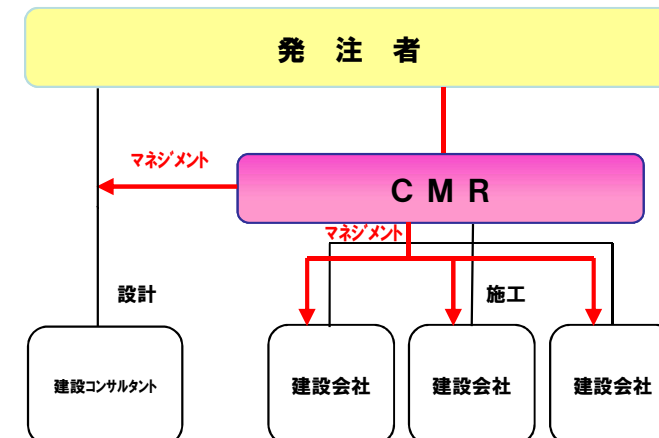
ピュア型CM

- CMRが、設計・発注・施工の各段階において、マネジメント業務を行う方式



アットリスク型CM

- 左記のマネジメント業務を加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式



期待される効果

- 多様な建設生産・管理システムの形成による発注者の選択肢の多様化
- コスト構成の透明化とそれによる適正価格の把握
- 発注プロセスの透明性の確保とステークホルダー（株主、納税者等）への説明責任
- 設計・発注・施工の各段階における民間のマネジメント技術の活用
- 品質管理の徹底
- 発注体制の強化（発注者内技術者の量的・質的補完）
- 品質・技術に優れた施工者の育成（特に専門工事業者）

海外での活用事例

- アメリカ
民間工事では1960年代より活用されており、一般的に広く普及、工事の発注方式として主要な方式の一つとなっている。公共工事でも採用されている。
- イギリス
民間工事では一般的に広く普及、公共工事でも活用されている。
- フランス・ドイツ
民間工事では一部活用されている。

都道府県におけるCM方式の活用事例

団体名	事業名	事業規模 (千円)	活用した段階					活用した動機	選定方法	委託費 (フィー) の設定方法
			調査 計画	設計	工事 発注	施工	その他			
岩手県	大船渡港周辺地区復旧事業 マネジメント業務	108,368				○		震災に係る復旧・復興工事 の本格的な発注に伴い、発注者側に体制的・技術的な不足が生じていることから、CM業務の導入により、迅速かつ円滑な工事進捗を図る必要があった。	簡易公募型 プロポーザル方式	技術提案書の 内容を設計書 に反映し、予定 価格を設定
宮城県	都市計画道路門脇流留 復興道路事業線	28,433		○		○		大規模な事業 のため、民間の高度な専門的知見やノウハウを活用する必要があった。	プロポーザル方式	CM方式活用 の手引き (案)を参考 に設定
福島県	復旧・復興関連事業	120,000 (1年間当たり 平均)	○	○	○	○		短期間に大規模な事業 を実施するため、民間の高度な専門的知見やノウハウを活用する必要があった。	公募型 プロポーザル方式	見積り
長野県	平成15年度 国補千曲川流域 下水道管路施設工事	606,800				○		大規模工事 で、地元企業を活用した分離発注等を行う必要があったため、CMRによる各工事の調整が必要であった。	主要工事の施工 者とCM契約 (独立性を確保す るため工事の主任 技術者と兼任不可 とした)	監理業務 (C MR) の費用 を別途計上
静岡県	国道1号伊豆縦貫自動車道 関連受託事業	20,000				○		<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術系職員の恒常的な不足及び工期が限られている工事における発注者の体制・能力の量的補完 2. 大規模な工事における発注者の体制・能力の質的補完 3. 高度な技術力を要する施工における発注者・請負者の技術支援 4. CMを通じた発注者内技術者の技術力・マネジメント能力向上 5. 地域の建設企業・専門工事業者の育成 	プロポーザル方式	単独随意契約
福岡県	矢部川災害復旧助成事業	22,450	○	○		○		<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模かつ緊急的な災害対応では事業量に対するマンパワーが十分に確保されない。 2. 現場での施工条件の変更が予想される中、コスト削減、工程遅延回避の対応が必要があった。 3. 個別工事ごとに施工者が異なることなどから、効率的に工事を進めるための全体調整が必要があった。 	指名競争入札 (河川計画、治 水計画、流下能 力計算の実績を 条件)	見積り
長崎県	新県庁舎建設事業	36,600		○		○		<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去に経験のない大規模事業であるため、施工、移転、維持管理の段階での課題を予め抽出した上で、対応方針を検討する必要 2. 同一敷地内に複数の棟があり、設計者、工事監理者、施工者が棟ごとに異なるため、全体の工事間調整を発注者が行う必要 	一般競争入札 (総合評価)	見積り

市町村におけるCM方式の活用事例

地方公共団体名	水戸市	四日市市	清瀬市	府中市	島田市
事業名	体育館建設事業	体育館建設事業	新庁舎建設事業	新庁舎建設事業	新病院建設事業
延床面積	約13,000~15,000㎡	約14,500~15,500㎡	約10,000㎡	約30,000㎡	約35,000㎡
敷地面積	約47,790㎡	約14,000~15,000㎡	約12,000㎡	約120,000㎡	約32,000㎡
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度開催の「いきいき茨城ゆめ国体」に向け、老朽化の進んでいる体育館を、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツコンベンション機能を併せ持つ体育館として整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成33年に三重県で開催される国民体育大会に向けた施設整備として、体育館の建替を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能不足の課題を抱えている現市庁舎を防災拠点施設として再整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性不足、老朽化、高度情報化及びバリアフリー化対応への限界などの課題を抱えている現市庁舎の建替を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等による診療機能の低下や、耐震性の問題等を抱える現病院を地域の中核を担う急性期病院として、現位置において再整備する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 極めてタイトなスケジュール（平成31年国体開催） 大規模建築事業への経験不足 事業費内での確実な事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 極めてタイトなスケジュール（平成33年国体開催） 大規模建築事業への経験不足 事業費内での確実な事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 絶対的なマンパワー不足（建築系職員1名） 大規模事業への経験不足 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的なマンパワー不足（複数の事業が同時進行している） 	<ul style="list-style-type: none"> 複雑かつ多くの関係者 施設の運営継続 変化しやすい外部・内部環境 病院経営など専門知識が特殊
入札契約方式	設計段階から施工者が関与する方式+CM方式	設計段階から施工者が関与する方式+CM方式	CM方式+工事発注方式は検討中	CM方式+工事発注方式は検討中	CM方式+工事発注方式は検討中
現在の事業段階	<p>【実施設計段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「東町運動公園体育館建設工事」優先交渉権者を平成28年2月29日選定、見積り合せ平成28年11月16日合意、議会承認後、工事契約締結 	<p>【基本設計段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、優先交渉権者選定済み、実施設計段階 	<p>【基本設計段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「清瀬市新庁舎建設CM業務」受託者を平成28年2月29日選定（公募型プロポーザル方式） 契約期間は平成34年2月28日まで 「清瀬市新庁舎建設基本・実施設計業務」を平成28年度5月13日公告、平成28年9月に受託者決定 	<p>【基本設計段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「府中市新庁舎建設発注者技術支援業務委託」受託者を平成28年4月21日選定（指名競争プロポーザル方式） 契約期間は平成30年5月31日まで 	<p>【設計者選定段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新島田市民病院建設基本設計コンストラクション・マネジメント業務委託」を平成28年4月8日公告、受託者を5月11日選定（公募型プロポーザル方式） 契約期間は平成29年3月31日まで
支援事業者	日建設計コンストラクション・マネジメント(株)		明豊ファシリティワークス(株)		(株)プラスPM
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年 実施設計 平成29~30年度 建設工事 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度末 実施設計完了 平成29年度 建設工事着手 平成30年度末 工事完了 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28~29年度 基本設計 平成29~30年度 実施設計 平成31~32年度 建設工事 平成33年度 解体工事・外構工事 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度~29年度 基本・実施設計 平成29~33年度 建設工事 平成33~34年度 外構工事 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 基本設計 平成29年度 実施設計 平成30~33年度 建設工事（入札契約方式については、平成28年10月頃目途に決定予定）
イメージ図	 <p>南側イメージパース</p>				

地域建設業に期待される役割

地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う「地域の守り手」としての役割

地域建設業で今後生じる課題

- 中小の建設企業の経営体力が弱体化
- 担い手の安定的な確保が困難となり、企業経営に深刻な影響
- 建設企業数の減少が続く中、インフラの維持管理に支障をきたす地域が発生（家業として建設業を営む企業は後継者難に直面し、休廃業や解散が増加）
- 小規模自治体における適切な発注体制の維持が困難



地域建設業が今後目指すべき大きな方向性（たたき台）

- 経営基盤の強化や新たな技術の活用等による経営の質を高めることが必要となるのではないか。企業形態の将来像をどのように考えるか。
- 地域の基幹産業として、若者に支持され、安定的に担い手が確保できる魅力ある産業づくりが必要ではないか。
- 専門性を活かし、建設業周辺の需要を取り込む企業経営も必要となってくるのではないか。業態の将来の姿についてどのように考えるか。
- 地域の中で役割を果たす建設企業が安定的に事業を実施し、地域の安全・安心を担うためにどのような取組が必要か
- 地域に根ざした建設企業が安定的に業務を行えるよう、単独企業の取り組みだけでは限界がある中、地域の企業間の協力をどのように進めるべきか。競争性の確保にどのように配慮すべきか。

地域建設業の目指すべき方向性を実現するために、今後どのような取組の方向性が必要と考えられるか

個々の企業の取組み

- 技術力の強化等による経営効率の向上
- 将来成長が見込まれる分野での事業（維持管理や建設業と親和性のある事業等）
- 給料、休日等地域建設業の担い手の処遇の改善

地域ぐるみの取組み

- 地域の建設業関係団体を中心となって若者入職者の教育訓練を実施
- 限られた技術者、技能者を地域で効果的・効率的に活用するための仕組み

公共発注者の取組み

- 公共工事の品質確保や担い手確保に配慮した適切な発注関係事務の実施
- 地域インフラを地域に根ざした建設企業が共同して安定的に維持管理するための仕組み
- 発注事務の共同化や民間委託（CM等）を活用